農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第３条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業を始めてみたい方は、農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、賃貸借などにより農地の権利を取得又は設定する場合は、農地法第３条の規定による農業委員会の許可が必要です。

この許可を受けず行った契約等は、その効力が生じませんので御注意ください。

○農地法第３条の主な許可基準

農地法第３条による許可を受けるには、次の要件を全て満たす必要があります。

□ 取得後、経営する農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められること
□ 申請者又は世帯員等が、農業経営に必要な農作業に従事すると認められること
□ 法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人（※１）など農地法に定める要件を満たしていること
□ 周辺農地の農業上の利用に支障を生じるおそれがないこと

新たに農業を始めようとする方へ

令和５年４月１日の農地法改正により、農地取得に係る下限面積要件は廃止されました。ただし、誰でも自由に農地を取得できるようになったわけではなく、実際に農業を行うことができるか、農地を適切に維持管理できるか、営農計画に実現性があるかなどについて審査を行います。農地法に定める許可基準を満たし、農地を適切かつ継続的に利用できる見込みがあることが必要です。そのため、農地の取得や借受けを検討している方は、事前に農業委員会へご相談ください。

（※１）農地所有適格法人とは

農地所有適格法人とは、農業を主たる事業とし、農地法で定める要件を満たした法人をいいます。

○ご相談・お問い合わせ

農地の売買、贈与、賃貸借、相続後の農地利用、新規就農などについて、申請を予定している場合は、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

小樽市農業委員会事務局
〒047-8660
小樽市花園２丁目12番１号
TEL　0134-32-4111（内線538）